

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

記録的な暴風雨をもたらした台風21号により、堺市内にも大きな被害が多数発生いたしました。被害に遭われました皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

さて、日頃は土地区画整理事業の推進にご協力いただき、ありがとうございます。今回は、「建物移転補償金の目安額の説明状況」、「先行整備街区の整備工事」、「先行整備街区等への申出の受付」、「土地区画整理審議会（第2回・第3回）の報告」、「先行整備街区の工事業者の決定」等についてお知らせいたします。

建物移転補償金の目安額の説明状況について

皆様のご協力をいただき、順次、建物移転補償金の目安額をご説明するための面談を行っております。ご説明を概ね終えたところですが、まだご説明できていない方についても早急に日程を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、ご連絡がつかない等の理由で、建物調査が実施できていない方もいらっしゃると思います。お手数ですがご連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、堺市へ土地買取りの申出をされている方を除き、引き続き移転方法や生活再建、先行整備街区への換地の申出などご説明、ご相談をさせていただきたいと考えております。

先行整備街区の整備工事について

先行整備街区Aの一部については、国土交通省大和川河川事務所が行っている盛土工事について、もともとあった建物の地下構造物の撤去等に時間を要しているため、盛土工事の完了時期が平成31年度にかかる見通しとのことです。そのためURの発注した工事の契約工期末は平成32年3月15日を予定していましたが、工期延期の見込みです。工事のスケジュールが精査でき次第、改めて宅地引渡し時期をお知らせいたしますが、国土交通省と調整を図りながら、少しでも早く先行整備街区Aを完成させるよう努めてまいります。

先行整備街区等への申出の受付について

先行整備街区A、重複利用区域内の先行整備街区B及びそれ以外の重複利用区域への換地を希望される権利者の方につきましては、換地の申出の受付を9月末より開始いたします。



9月末頃に申出に必要な書類を送付しますので、申出される方は提出書類に署名・押印の上、印鑑登録証明書を添付し、当機構へ提出下さい^{*1}。なお、書類等の記載方法等について、ご説明のために再度、面談させていただく予定です。

先行整備街区A・Bは面積に限りがあるため、申し込みのルール等を土地区画整理審議会のご意見も聞きながら定めることを検討しています。

なお、堺市に土地買取を申し出ている方は、申し込むことはできませんのでご注意ください^{*2}。

また、目安額の面談の状況や先行整備街区の引渡し時期等を勘案し、申出の締切は12月中旬頃を予定しています。

※1 先行整備街区及び重複利用区域への換地を希望される権利者の方は、書面による申出書の提出が必須となりますのでご注意ください。

※2 堺市への土地買取りの申出を取り下げをされた方はURへの換地の申出は可能です。

土地区画整理審議会（第2回・第3回）の報告について

去る6月4日（月）に第2回土地区画整理審議会、6月29日（金）に第3回土地区画整理審議会が開催されました。

○第2回審議会（平成30年6月4日）

大阪法務局堺支局の高野総括登記官が人事異動により辞任され、後任の山本総括登記官が新たに評価員として選任されました。

【現在の評価員】※敬称略

大阪法務局堺支局登記部門統括登記官
堺市財政局税務部部長
一般財団法人日本不動産研究所近畿支社次長

山本洋一（今回新任）
河村直樹
山田泰久

また、今年度の事業及び審議会開催予定、今年の1月から2月にかけて行いました個別面談の結果について、建物移転補償金の目安額の説明等の状況についてURより報告しました。

○第3回審議会（平成30年6月29日）

換地の設計（換地の位置・地積・形状を定めること）や先行整備街区等への申出を行うためのルール（換地設計基準、申出換地取扱基準等）について案を説明し、意見をいただきました。



今後とも、本事業にご理解いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

先行整備街区の工事業者の決定について

先行整備街区 A・B の宅地整備工事の工事業者が決まりました。

工事期間中は、何かとご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、安全に十分留意して進めてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

工事名称：大和川左岸(三宝)地区先行整備街区宅地整備工事

工事業者：佐田建設株式会社

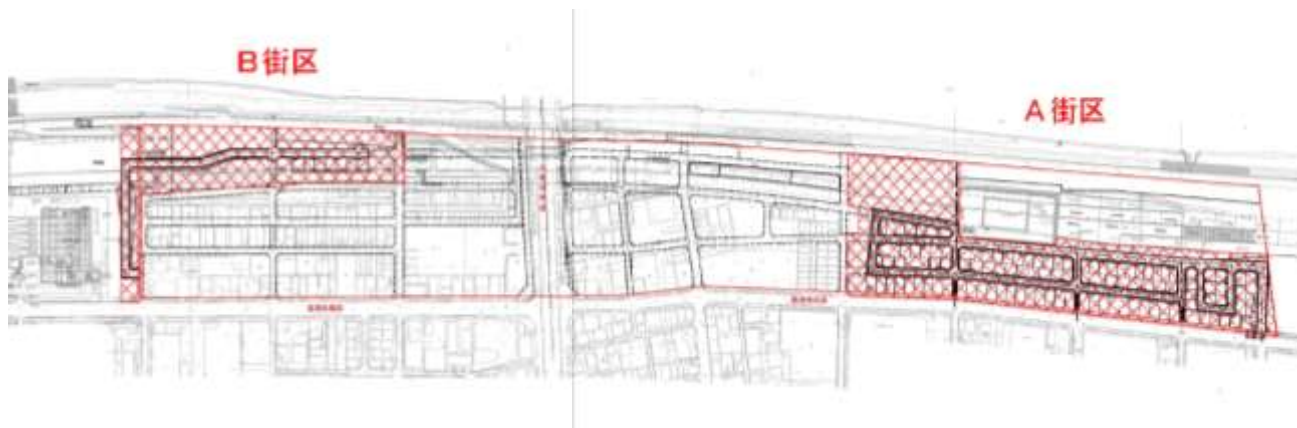
契約工期：平成30年6月28日～平成32年3月15日

現場事務所：堺市堺区七道西町22 グランデージA 201号
(電話) 072-275-4606

作業日・時間：原則として日曜、祝日は休工

8時から17時 ただし、重機作業は8時半から17時
(ただし、この時間の前後30分程度は準備・片付を行います。
また、道路使用等協議により作業時間の変更がある場合は
この限りではありません)

工事範囲



堺市からのお知らせ：土地買取り申出の申込期限について

100 m²未満の土地の所有者で、堺市への土地買取り（売渡し）を希望される方で、まだ「土地買取り申出書」を提出していない方は、提出期限後の受付はできませんので、必ず平成30年9月30日（当日消印有効）までにご提出ください。

なお、URが実施する先行整備街区等の申込と土地買取りとの同時申込みはできませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先：堺市 高規格堤防推進室 072-228-0367(直通)】

土地区画整理事業に関する問い合わせ先



ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番2
TEL：072-282-7722